

ご遺族の為の おくやみハンドブック

保険証返還や未支給・遺族年金請求、介護保険など、様々なお手続きが必要です。各手続きに必要な申請書を一括で作成し、ご案内している「おくやみコーナー」をぜひ、ご利用ください。



手続きで必要となる持ちものを
必ずご確認ください(2、3 ページ)

【ご予約ください】

☎ 0 5 9 8 - 5 3 - 4 4 8 1 ☎

(予約受付は、平日、午前 8 時 3 0 分 ～ 午後 5 時 0 0 分)

ご予約頂いた方を優先してご案内しております。
ご予約がない場合は、1 時間程度お待ち頂くことがあります。

※各地域振興局地域住民課でもご案内しています。

※手続きによっては、担当の窓口にご案内する場合があります。

【発行】 松 阪 市

【担当】 環境生活部 戸籍住民課 おくやみコーナー

ご遺族の方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族におかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、さまざまな申請や届出いただく手続きが生じてくるかと存じます。

松阪市では、それらのうち、主に市へ申請・届出いただく分を、少しでも分りやすく簡単に済ませていただけるよう『おくやみコーナー』を設け、各種手続きのお手伝いやご案内をしています。

どうぞ、ご利用ください。

松阪市長 竹 上 真 人

死亡に関する手続きに関してよくある質問

Q: 死亡届は提出したので、市役所での手続きはしなくてもよいですか？

A: 多くの方の場合、お手続きが必要となります。

＜主なもの＞

健康保険：国民健康保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。

後期高齢者医療保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。

亡くなられた方の社会保険の扶養になっていた遺族の方が、国民健康保険に切り替える必要のある場合は、加入手続きが必要です。

介護保険：65歳以上の方は、手続きが必要です。

介護サービスの利用がなくても保険料関係の手続きがあります。

年金関係：年金を受給されていた方は、未支給年金請求等の手続きがあります。

年金受給前でも、死亡一時金等の請求ができる場合があります。

18歳未満の方で加算額・加給年金額の対象となっている場合は手続きが必要です。

※ただし、各種請求手続きできる方には、一定の要件があります。

税金関係：課税状況等によって、お手続きが必要な場合があります。

その他：不明な点はお問い合わせください。

Q: 国民年金・厚生年金は年金事務所に行けばよいですか。

A: 国民年金のみを受給されていた方は、市役所でも手続き可能です。厚生年金がある方は、年金事務所での手続きとなります。

ただし、市役所で取得する証明書（戸籍・住民票（除票）等）が必要になります。必要となる書類や戸籍の郵送での取得方法は、市役所でもご案内しています。

Q: 亡くなった方の保険証などで見つからないものがありますが手続きできますか？

A: 証書類に不足があった場合は、状況にあわせてご案内いたします。

お持ちいただくものについては、次頁をご覧ください。

Q: 死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか。

A: 原則として死亡届を受理した日より数日間の戸籍審査を経た後に交付できます。

届出内容の戸籍審査等に時間を要するため、ご理解いただきますようお願いいたします。ご遠方などで窓口での取得が難しい場合は、おくやみコーナーにご相談ください。

おくやみコーナーにお持ちいただくもの

おくやみコーナーにお越しの際には、下記の内該当するものをお持ちください。

●ご遺族のもの

□ 認 印（相続人代表 及び 喪主）

□ お越しいただく方の本人確認書類

・写真付きのもの

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障がい者手帳 など

・写真付きのものがない場合は下から2点

被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など

□ 預貯金通帳（相続人代表、喪主、未支給年金請求者）

□ 未支給年金を請求される方のマイナンバーカード、または
個人番号通知カード

※未支給年金とは、年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金のこと。

※未支給年金を請求できるご遺族と優先順位は、以下の通りです。

亡くなった方と生計を共にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族

□ 新たな引落口座の預貯金通帳と銀行印

※亡くなった方名義の預貯金通帳から市税を口座引き落としされていて、新たに

引き落とし口座を設定する場合には、新たな引落口座の預金通帳と銀行印が必要です。

□ まつさか市民カード（市役所外の手続きで【印鑑登録証明書】が必要な場合）

※年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となる場合がございます。P15の委任状 をご記入のうえ、切り離してご利用ください。

※相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言(検認済のもの)）をお持ちください。

『亡くなった方のもの』が見つからない
場合や紛失した場合は、ご相談ください。

●亡くなった方のもの

- 国民年金証書、年金機構発行の振込はがき又は年金手帳
- まつさか市民カード、住民基本台帳カード（作成されている場合）
- マイナンバーカード、または、個人番号通知カード
- 国民健康保険被保険者証 又は 後期高齢者被保険者証

※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者が居る場合は、
国民健康保険加入者全員分の被保険者証

※加入者が死亡されると葬祭費が請求できます。

被保険者証が返還できない場合は、喪主が確認できるもの

（会葬礼状・葬儀の領収書・埋火葬許可証等）

- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳
- こども医療費受給者証、障がい者医療受給者証、一人親家庭等医療費受給者証
- その他、市役所から交付された証書類で、ご不明な点があるもの

<見本：マイナンバーカード>



<見本：個人番号通知カード>



<見本：まつさか市民カード>



亡くなった方に関する手続き（年金届出、未支給年金請求、遺族年金請求等）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口		
				担当課	地域振興局	
年金	国民年金 厚生年金を 受給している方	死亡届	- 亡くなった方の年金証書 - 亡くなった方の死亡診断書の写し - 手続きする方の印鑑（認印） - 亡くなった方のマイナンバーが分かる書類	保険年金課 国民年金係 1階 7-2窓口 電話53-4044	各地域振興局 地域住民課	
	国民年金を 受給している方	未支給年金請求 遺族基礎年金請求	※下記以外に他の書類等も必要ですので、まずは、右記の窓口でご相談ください。 - 亡くなった方の年金証書 - 請求者となる方の預貯金通帳 - 請求者となる方の印鑑（認印） - 亡くなった方のマイナンバーが分かる書類 - 請求者となる方のマイナンバーが分かる書類			
	国民年金に 加入している方	死亡届	- 亡くなった方の年金手帳 - 手続きする方の印鑑（認印）			
		遺族基礎年金請求 死亡一時金請求 寡婦年金請求	※下記以外に他の書類等も必要ですので、まずは、右記の窓口でご相談ください。 - 亡くなった方の年金手帳 - 請求者となる方の預貯金通帳 - 請求者となる方の印鑑（認印） - 亡くなった方のマイナンバーが分かる書類 - 請求者となる方のマイナンバーが分かる書類			
	厚生年金を 受給している方	未支給年金請求 遺族厚生年金請求	※下記以外に他の書類等も必要ですので、まずは、右記または市役所の国民年金担当窓口でご相談ください。 - 亡くなった方の年金証書 - 請求者となる方の預貯金通帳 - 請求者となる方の印鑑（認印） - 亡くなった方のマイナンバーが分かる書類 ※年金事務所は相談窓口の混雑が予想されます。 ご相談・お手続きの際は、予約のうえ来訪していただきますようお願いいたします。	松阪年金事務所 電話51-5115 予約受付専用電話 0570-05-4890		
	共済年金を 受給している方	各共済組合へ直接お問い合わせください。				
	恩給を 受給している方	総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください			総務省恩給相談窓口 03-5273-1400	
	農業者年金を 受給している方	死亡届 未支給年金請求	※下記以外に他の書類も必要な場合がありますので、まずは、右記又は市役所の担当窓口でご相談ください。 - 亡くなった方の年金証書 - 亡くなった方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等の写し - 請求者となる方の預貯金通帳 - 請求者となる方の印鑑（認印）	※手続は、松阪農協、一志東部農協の各支店で行います。 農業委員会事務局 電話53-4136		
	企業年金を 受給している方	各企業年金基金等 または 企業年金連合会（年金相談室）電話0570-02-2666				

亡くなった方に関する手続き（健康保険、介護保険）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	
				担当課	地域振興局
保険	国民健康保険に加入している方 または 国民健康保険に加入している方の居る世帯主の方	資格喪失 保険証及び各種認定証の返還 葬祭費支給申請 送付先申請 (世帯主の場合) 世帯内の加入者全員に交付している証の記載事項変更	●国民健康保険に加入している方の場合 ・亡くなった方の被保険者証 ・記載事項に変更のある方の各種認定証 ・喪主の方の印鑑（認印） ・手続きする方の印鑑（認印） ・手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） ・葬祭費の振込先口座がわかるもの（基本的に喪主の口座） ●国民健康保険に加入していない世帯主の場合 ・その世帯の加入者の被保険者証 ・その世帯の加入者の各種認定証 ・手続きする方の印鑑（認印） ・手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等）	保険年金課 国民健康保険係 1階 7-1 窓口 電話53-4041	各地域振興局 地域住民課
	後期高齢者医療保険に加入している方	保険証及び各種認定証の返還 葬祭費支給申請 保険料に関する相続人代表届 高額療養費等の振込口座の変更	・亡くなった方の被保険者証 ・亡くなった方の各種認定証 ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等） ・喪主の印鑑（認印） ・手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） ・葬祭費の振込先口座がわかるもの（基本的に喪主の口座） ・相続人代表となる方の印鑑（認印） ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの ※相続人代表となる方と口座名義人が異なる場合は、口座名義人の印鑑（認印）も必要です。	保険年金課 高齢者保険係 1階 7-3 窓口 電話53-4068	各地域振興局 地域住民課
介護	65歳以上の方または介護認定を受けている方	介護保険被保険者証等の返還 相続人代表届出 介護保険料の精算 介護認定申請取下げ書届出(該当の方)	・亡くなった方の介護保険被保険者証（ピンク） ・亡くなった方の介護保険負担割合証（緑）（該当の方） ・亡くなった方の負担限度額認定証（黄）（該当の方） ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの ・相続人代表となる方の印鑑（認印） ※相続人代表となる方と口座名義人が異なる場合は、口座名義人の印鑑（認印）も必要です。	介護保険課 1階2番窓口 電話53-4091	各地域振興局 地域住民課
高齢者	緊急通報装置の貸与がある方	緊急通報装置の撤去・返還	右記に連絡し、手続きを行ってください。	国際セーフティー株式会社 電話059-224-9000	
	紙オムツ等の給付を受けている方	紙オムツ給付の停止	担当課で停止手続きを行いますので、手続きは不要です。	高齢者支援課 電話53-4069	各地域振興局 地域住民課

『相続人代表』…法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。
所有権や相続割合等を決めるものではありません。

亡くなった方に関する手続き（税金関係）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	
				担当課	地域振興局
税	市・県民税が課税されている方	市・県民税に関する相続人代表者届出書の提出	・相続人代表となる方の印鑑（認印） ・相続人代表となる方の本人確認書類（運転免許証等） ※郵送での提出は、本人確認書類の写しを添付が必要です。	市民税課 2階3番窓口 電話53-4027	各地域振興局 地域住民課
	原動機付自転車等（松阪市ナンバー）の車両を所有している方	名義変更 または廃車	・本人が死亡したこと及び手続きをする方が相続人であることがわかる戸籍謄本等 ・相続人となる方の印鑑（認印） ・新名義人となる方の印鑑（認印） ・手続きする方の本人確認書類（運転免許証等） ・相続人でない方が手続きする場合は相続人となる方からの委任状が必要です。 ・ナンバープレート（廃車の場合や名義変更時に松阪市ナンバーを変更したいとき） ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	市民税課 2階3番窓口 電話53-4026	各地域振興局 地域住民課
	固定資産をお持ちの方	相続人代表納税者指定	・相続人代表となる方の印鑑（認印）（相続人が複数人の場合、手続き説明となります） ・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等）	資産税課 2階4番窓口 電話53-4033	各地域振興局 地域住民課
	共有名義の固定資産をお持ちの方で共有代表をされていた方	共有代表者の変更	・新たに代表者となる方の印鑑（認印）（手続きの説明までとなる場合があります）		
	未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋の名義変更	・登記をされていない家屋（未登記家屋）について所有権の移転を希望される方は、「家屋補充課税台帳登録名義人の変更申請書」にて申請していただけます。 ・添付書類は、法務局において相続による所有権移転登記を行う際に必要となる書類に準じます。内容を確認後、原本は返却します。		
	納税している方（納税義務者・納税管理人・相続人代表等）	今後の納税に関する手続き・納付について（口座振替の変更又は廃止等）	・亡くなった方の納税通知書や領収書 ・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等） □座振替の手続きをされる方 ・新たに申込される方の預貯金通帳、通帳届出印	収納課 2階1番窓口 電話53-4021	各地域振興局 地域住民課

亡くなった方に関する手続き（福祉に関する各種返還、請求）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	
				担当課	地域振興局
障がい	三重県心身障害者扶養共済制度に加入している方	心身障がい者の保護者の方が亡くなったとき 年金給付請求	・亡くなった加入者（保護者）が除かれた住民票の写し ・年金受給権者（障がい者）の住民票の写し ・年金受給権者（障がい者）の印鑑（認印） ・年金受給権者（障がい者）の振込先口座がわかるもの ・医師が発行する死亡診断書（原本又は原本証明されたもの） ・加入日から2年以内に亡くなった場合は、死亡診断書に代わって死亡証明書（指定様式）	障がい福祉課 1階 8-1窓口 電話53-4059	各地域振興局 地域住民課
		心身障がい者の方が亡くなったとき 弔慰金請求	・加入者（保護者）の住民票の写し ・亡くなった障がい者が除かれた住民票の写し ・加入者（保護者）の印鑑（認印） ・加入者（保護者）の振込先口座がわかるもの		
		扶養共済年金受給者が亡くなったとき 死亡(重度障害)届	・三重県心身障害者扶養共済年金証書 ・年金受給権者（障がい者）が除かれた住民票の写し		
	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方	手帳返還届	・亡くなった方の手帳 ・手続きする方の印鑑（認印）	障がい福祉課 1階 8-2窓口 電話53-4082	
	自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方	受給者証返還届	・亡くなった方の自立支援医療受給者証（精神通院） ・手続きする方の印鑑（認印）		
	更生医療受給者証、育成医療受給者証をお持ちの方	受給者証返還	・亡くなった方の更生医療受給者証、または育成医療受給者証		
	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、松阪市重度心身障害児福祉年金を受給している方	資格喪失届 または 資格消滅届	・相続される方の印鑑（認印） ・相続される方の振込先口座がわかるもの		
	受給者証（障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援）をお持ちの方	受給者証返還	・亡くなった方の受給者証		
	障がい者紙オムツの給付を受けている方	資格喪失届	・手続きする方の印鑑（認印）		
	障がい者タクシー乗車券をお持ちの方	障がい者タクシー乗車券返還	・亡くなった方の障がい者タクシー乗車券		
	自動車燃料費助成を受けている方	死亡届、自動車燃料費助成資格証返還	・亡くなった方の自動車燃料費助成資格証 ・相続する方の印鑑（認印） ・相続される方の振込先口座がわかるもの		
	三重おもいやり駐車場利用証をお持ちの方	三重おもいやり駐車場利用証返還	・亡くなった方の三重おもいやり駐車場利用証		
	緊急通報装置の貸与がある方	緊急通報装置の撤去・返還	右記に連絡し、手続きを行ってください。	国際セーフティー株式会社 059-224-9000	
	障がい者医療費助成を受給している方	受給資格証の返還 振込口座の変更	・亡くなった方の障がい者医療費受給資格証 ※後期高齢者医療保険にご加入の方は、受給資格証はありません ・手続きする方の印鑑（認印） ・相続される方の振込先口座がわかるもの	地域福祉課 1階 9-2窓口 電話53-4046	
	NHK受信料の免除を受けている方	NHK受信料の名義変更、解約	NHKに連絡し、手続きを行ってください。	NHK津放送局 電話059-229-3000	
	有料道路障害者割引を受けている方（ETC利用者）のみ	障害者割引の登録削除依頼	有料道路ETC割引登録係に連絡してください。	有料道路ETC割引登録係 045-477-1233	

亡くなった方に関する手続き（児童手当、こども医療費助成等）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口		
				担当課	地域振興局	
こども	児童手当支給対象の児童の方	受給事由消滅 または 減額改定	・受給者である方（保護者等）の印鑑（認印）	こども支援課 1階 10-1窓口	各地域振興局 地域住民課	
	児童扶養手当支給対象の児童の方	資格喪失 または 額改定（減額）	・受給者である方（保護者等）の印鑑（認印） ・資格喪失の場合は児童扶養手当証書	電話53-4081		
	こども医療費助成を受給している保護者の方	受給資格証の返還	・亡くなった方のこども医療費受給資格証 ・保護者の印鑑（認印）	地域福祉課 1階 9-2窓口		
	一人親家庭等医療費助成を受給している児童の方	受給資格証の返還 振込口座の変更	・亡くなった方の一人親家庭等医療費受給資格証 ・保護者または相続人となる方の印鑑（認印） ・保護者または相続人となる方の振込先口座がわかるもの	電話53-4046		
	就学援助申請者の児童の方	就学援助変更申請	個別の状況に応じてご案内します。	学校教育課 第2分館1階 教育委員会事務局 電話53-4388	北部教育事務所（嬉野ふるさと会館内） 西部教育事務所（飯南地域振興局別棟）	
	児童手当を受給している保護者の方	受給事由消滅 未支払請求 認定請求	個別の状況に応じてご案内します。	こども支援課 1階 10-1窓口 電話53-4081	各地域振興局 地域住民課	
	児童扶養手当を受給している保護者の方	死亡届兼未支払手当請求 新規認定請求	個別の状況に応じてご案内します。			
	こども医療費助成を受給している方の保護者の方	世帯員の変更 振込口座の変更	個別の状況に応じてご案内します。	地域福祉課 1階 9-2窓口 電話53-4046		
	一人親家庭等医療費助成を受給している保護者の方	受給資格証の返還 振込口座の変更	個別の状況に応じてご案内します。			
	就学援助申請者の保護者の方	就学援助変更申請	個別の状況に応じてご案内します。	学校教育課 第2分館1階 教育委員会事務局 電話53-4388	北部教育事務所（嬉野ふるさと会館内） 西部教育事務所（飯南地域振興局別棟）	
認可保育園・公立幼稚園在園児の保護者の方	支給認定申請	個別の状況に応じてご案内します。	こども未来課 1階11番窓口 電話53-4083 または在園中の 保育園・幼稚園	各地域振興局 地域住民課		

亡くなった方に関する手続き（市営住宅、上下水道）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	
				担当課	地域振興局
市営住宅	契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される同居親族	市営住宅入居承継承認	承継手続きが必要です。 個別の状況に応じてご案内します。	住宅課 電話53-4163	
	契約者本人が亡くなり、市営住宅を退去される方	市営住宅返還	退去立会が必要です。 個別の状況に応じてご案内します。		
	市営住宅に入居の同居親族が亡くなった方	市営住宅同居者異動届出	- 市営住宅同居者異動届出書 - 市営住宅入居者緊急時の連絡先（独居になる場合） - 入居契約をしている方の印鑑（認印）		
上下水道	下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯	世帯人数の変更	- 汚水排除量（変更）申告書 - 手続きする方の印鑑（認印）	上下水道総務課 料金係 電話53-4372	
	公共下水道事業受益者負担金を納付中または猶予中の方	受益者の変更（必ず手続きが必要です） 登録口座の変更が必要な場合 納付管理人の登録が必要な場合	受益者変更 - 受益者変更届の提出 - 新たに受益者となる方の印鑑（認印） 登録口座の変更 - 口座振替依頼書（変更）の提出 - 振替口座がわかるもの（預貯金通帳等） - 口座名義人の印鑑（銀行届出印） 納付管理人の登録 - 納付管理人（送付先）届の提出 - 新たに納付管理人となる方の印鑑（認印）	上下水道総務課 受益者負担金係 電話53-4133	

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	
				担当課	地域振興局
墓地	篠田山霊苑自由墓地・納骨堂を使用している方	墓地使用权継承申請 納骨堂承継使用申請	継承手続きが必要です。 個別の状況に応じてご案内します。	環境課 墓苑係 （篠田山斎場） 電話29-1317	
浄化槽	飯南飯高管内において、松阪市管理の浄化槽を使用している方	使用者変更届、 休止届 浄化槽使用料 口座振替依頼書	- 新たに住宅所有者（使用者）となる方の印鑑（認印） - 振替口座がわかるもの（通帳等） - 口座名義人の印鑑（通帳届出印）	飯南・飯高 環境事務所 （飯南） 電話32-2512	地域振興局 地域住民課 （飯高）
テレビ	飯南飯高管内においてケーブルテレビ料金の助成金を受けている方	変更の届出	- 手続きする方の印鑑（認印） - 手続きする方の本人確認書類	秘書広報課 （本庁 3階） 電話53-4364	地域振興局 地域住民課 （飯南・飯高）
犬	犬を所有している方	所有者の変更	所有者変更手続きが必要です。 個別の状況に応じてご案内します。	環境課 保全係 （第4別棟） 電話53-4067	地域振興局 地域住民課 （嬉野・三雲） 飯南・飯高環境 事務所
ごみ	亡くなられた方のごみの処理（持込）をされる方	ごみ処理の申込	●ごみ処理申込書（事前記入をお願いします） - 同居の場合 持込される方の本人確認書類（運転免許証等） - 同居ではない場合（親族、成年後見人の場合） 持込される方の運転免許証、亡くなられた方 名義の公共料金の領収書等（ごみが発生した 住所が確認できるもの） ※身寄りがない場合、親族・成年後見人以外がごみを搬入することはできません。有料にはなりますが松阪市一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼していただくことになります。 （ごみ・分別ガイドブック17ページに収集運搬業者一覧表があります）	清掃施設課 松阪市クリーンセンター （桂瀬町751番地） 電話0598-36-0975	
農業集落排水	農業集落排水処理施設を使用している方	排水設備使用者 変更届 または 排水設備使用届	手続きする方の印鑑（認印） 【次の地区で使用している方】 小野町、高木町、稲木町、嬉野須賀町、嬉野川北町	農村整備課 管理係 4階 電話53-4127	北部農林水産事務所 電話48-3818
農地	農地を相続された方	農地法第3条の3第1項の規定による届出	- 相続した農地の明細 - 相続された方の印鑑（認印）	農業委員会 事務局 4階 電話53-4136	-
森林	森林を相続された方 ※地域森林計画の対象となっている森林のみ	森林法第10条の7の2第1項の規定による届出	- 森林の土地の位置を示す図面 - 森林の土地の登記事項証明書など権利を取得したことが分かる書類 - 相続された方の印鑑（認印）	林業振興課 林業振興係 （飯高） 電話46-7124	-

経済的援助制度のご案内

区分	対象者	制度	内容	手続き先	
	原則18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童を養育している方	児童扶養手当	父または母が死亡し、今後児童を養育していく父または母が、認定請求できる場合があります。 個別の状況に応じてご案内します。	こども支援課 1階 10-1窓口 電話53-4081	各地域振興局 地域住民課
	1月1日時点で松阪市内に住所を有し、3月に中学校を卒業、または4月に小・中学校に入学する児童・生徒	交通遺児入進学卒業祝金支給	交通事故によって、父または母を失った児童に対して、入進学ならびに卒業祝金をお渡ししています。	こども支援課 1階 10-2窓口 電話53-4085	各地域振興局 地域住民課
	満18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童がいる方	一人親家庭等医療費助成	一人親家庭等に対する医療費の助成を受けることができる場合があります。 個別の状況に応じてご案内します。	地域福祉課 1階 9-2窓口 電話53-4046	各地域振興局 地域住民課
	公立小中学校に在学する児童生徒がいる方	就学援助	経済的な理由によりお子さんを公立小中学校へ就学させることにお困りのご家庭に対して、学校で必要な学用品費、給食費、修学旅行費等の費用の一部を市が援助する制度です。 個別の状況に応じてご案内します。	学校教育課 第2分館1階 教育委員会事務局 電話53-4389	北部教育事務所 (嬉野ふるさと会館内) 西部教育事務所 (飯南地域振興局別棟)
	経済的に生活がお困りの方	相談	経済的に生活がお困りの方は、右記にご相談ください。	生活相談支援センター 1階 9-4窓口 電話53-4671	

その他、市役所以外で行う必要がある手続き（ご案内）

区分	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
その他市役所以外で行う手続き	遺言書	検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本	津家庭裁判所 松阪支部 (中央町36-1) 代表 51-0542
	相続放棄	相続放棄の申立	相続放棄は、相続を知った日から3カ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。 相続放棄には2種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認（引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です）	(旧嬉野町・旧三雲町管轄) 津家庭裁判所 (津市中央3-1) (家事係) 059-226-4711
	預貯金口座等	口座解凍手続き	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります。	各金融機関等
	生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 等	・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本 ・死亡診断書 等 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた 生命保険会社 又は代理店
	損害保険等	名義変更・解約 等	・亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた 損害保険会社 又は代理店
	株式等	名義変更	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 証券会社等によって必要書類は異なります。	証券会社等
	国債 (戦没者弔慰金)	記名変更 償還金受領	・国債（又は証券保管証書） ・記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 ・印鑑	償還金支払場所 又は 証券保管証書に記載の郵便局
	普通自動車	自動車税に関する こと及び名義変更 等に関すること	税金（自動車税）については、右記へお問い合わせください。	松阪県税事務所 (高町138番地 三重県松阪庁舎) 50-0511
			普通自動車の名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	中部運輸局三重運輸支局 (津市雲出長常町字六ノ割1190-9) 電話 050-5540-2055 〈自動音声ガイダンス〉
	軽四輪及び二輪 (125cc以上)	名義変更 または廃車	右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	【軽四輪】 軽自動車検査協会三重事務所 (津市雲出長常町字六ノ割1190-10) 電話 050-3816-1779 【二輪】 中部運輸局三重運輸支局 電話 050-5540-2055 〈自動音声ガイダンス〉
	国税関係	相続税手続き 所得税・消費税申告 手続き	右記へお問い合わせください。	松阪税務署 (高町493番地 合同庁舎2F) 代表52-3021
	不動産登記関係	土地・家屋等 移転登記	右記へお問い合わせください。	津地方法務局 松阪支局 (高町493番地 合同庁舎4F) 代表53-1501

その他、市役所以外で行う必要がある手続き（ご案内）

区分	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
その他市役所以外で行う手続き	固定電話 (NTT西日本)	契約承継・解約	NTT西日本の場合（まずは、右記へ連絡してください） ・契約者の死亡が記載されている戸籍謄(抄)本の写し ・契約者と相続人の関係がわかる戸籍謄(抄)本の写し	(NTT西日本の場合) 局番なし116 携帯からは0800-2000116
	固定電話 (NTT西日本以外)	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	携帯電話	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	インターネット	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	NHK受信料	名義変更・解約	NHKに連絡し、手続きを行ってください。	NHK津放送局 059-229-3000
	水道、下水道	名義変更・閉栓	上下水道お客様センターに連絡し、 手続きを行ってください。	上下水道お客様センター (若葉町341-8) 電話 51-2660
	電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	運転免許証	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	松阪警察署 (中央町366-1) 電話53-0110
	パスポート	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	松阪旅券コーナー (三重県松阪庁舎2F) 電話50-0633
	クレジットカード	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
手続きに要する証明書等について	○手続きに必要な書類の中には市役所で発行できるもの(戸籍、住民票・税に関する証明書等)があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。 ○戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社等にご確認ください。 ○戸籍、住民票、印鑑証明書等：本庁戸籍住民課、各地域振興局地域住民課または出張所 (印鑑証明書の交付には、必ずまつさか市民カード『印鑑登録カード』の提示が必要です。) ○所得証明書、課税証明書等：本庁市民税課、地域振興局地域住民課または出張所 ○証明書の発行には所定の手数料がかかります。			

◆◆◆ 委任状に関するご案内 ◆◆◆

死亡に伴う年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理の方が行われる場合は、委任状が必要となりますので、次頁の委任状を作成のうえ切り離してご利用ください。

【掲載している委任状の様式】

○ 死亡に関する手続き用

※委任状は任意の様式でも有効です。

※年金事務所でのお手続きを代理の方が行う場合は、別途委任状が必要となります。

年金事務所用の委任状は、市役所国民年金係又は年金機構のホームページで配布しています。

【お問い合わせ】

○ 戸籍（除籍） 謄本・住民票について

戸籍住民課 0 5 9 8 - 5 3 - 4 0 5 3

○ 税に関する証明書について

市民税課 0 5 9 8 - 5 3 - 4 0 2 6

○ 年金手続きについて

保険年金課 0 5 9 8 - 5 3 - 4 0 4 4

松阪年金事務所 0 5 9 8 - 5 1 - 5 1 1 5

記入される前にお読みください。

- ※ 必ず委任者が代理人、委任事項を自書・押印し、原本を提出してください。
- ※ 下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。
- ※ 委任状の作成日より3カ月以内に窓口にお越しください。

委 任 状

(宛先) 松阪市長

令和 年 月 日作成

委任者(頼む方)

住所

氏名

㊞

(生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日)

連絡先電話番号 — —

の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

代理人(頼まれて窓口に来る方)

住所

氏名

委任事項(委任する事項に✓を付してください)

- ☐ 世帯変更届に関する手続き
- ☐ 未支給年金又は遺族年金の請求及び相続手続きに必要な戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
- ☐ 国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)に関する手続き
- ☐ 市税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限
 - ☐ 遺族年金用：所得証明書 最新年度分 通
 - ☐ 相続登記用：固定資産評価証明書 最新年度分 通
 - (土地：全部・一部)(家屋：全部・一部) 各 通

(注) 相続登記では、登記申請日時点での最新年度の固定資産評価証明書が必要です。
固定資産評価証明書は、毎年4月1日に最新年度が替わります。



安心



安全



管理



活用

未来につなぐ相続登記

大切な自分の財産の管理と、次世代の子どもたちのために相続登記をしましょう！

すぐに相続登記をした場合の メリット

- 1 不動産についての権利関係が明確になる
- 2 相続した不動産を売却しようとしたときに、すぐに売却の手続きをすることができる
- 3 不動産を担保に入れて、住宅ローンなどを組むことができる

相続登記をしないで放っておいた場合の デメリット

- 1 相続が2回以上発生してしまうと
 - ・ 誰が相続人となるのか調査に時間がかかる
 - ・ 相続登記の手続費用や手数料が高額になる
- 2 相続の手続きに時間が掛かると
 - ・ 相続した不動産をすぐに売却することができない
 - ・ ローンを組むときにすぐに担保に入れられない
 - ・ 適正な管理が困難になる
- 3 不動産の管理が困難になると
 - ・ 荒れ地や空き家などが増え、環境が悪化するなどの社会問題が発生する

相続登記についてのお問い合わせは

〒515-8510

松阪市高町493-6

津地方法務局松阪支局

TEL 0598-53-1503

〒514-0036

津市丸之内養正町17-17

三重県司法書士会

TEL 059-221-5553（相談予約）

あなたの相続手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度についての詳細は、

法務局ホームページ



をご覧ください。

あなたの相続手を応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「**法定相続情報証明制度**」が始まり、この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなりました（※1）。

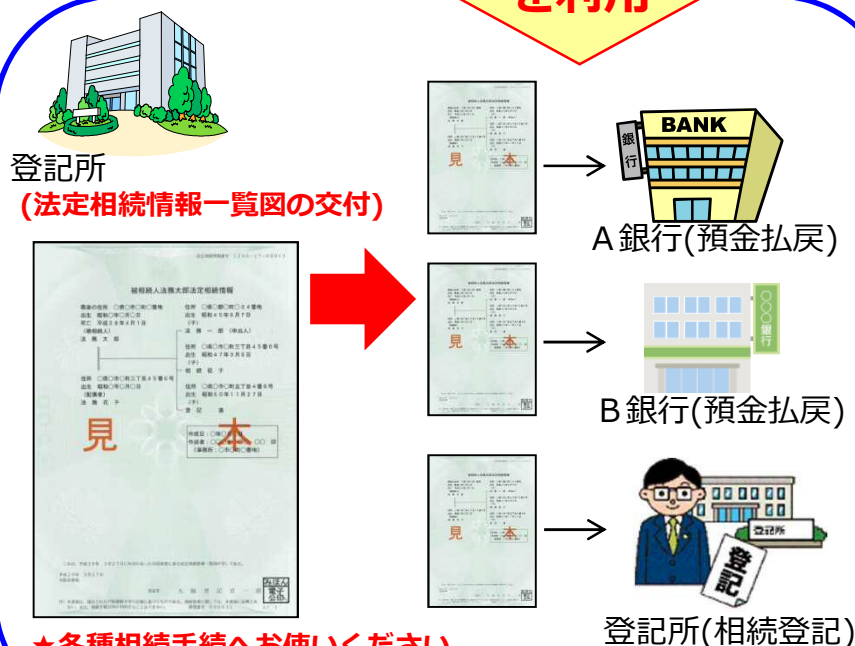
※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

●相続が発生したときの一般的な流れ



現行

新制度
を利用



ポイント①

預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

ポイント②

戸籍の収集や一覧図の作成に時間的な余裕がない場合は、専門家（※2）に依頼することも可能です。

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

未来につなぐ相続登記

不動産の相続登記

をお忘れなく！

次の世代へのつとめです

★各種相続手続へお使いください。
(戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に！)

法定相続情報証明制度の手続の詳細は、[法務局ホームページ](#) をご覧ください。

津地方法務局松阪支局

相続税についてのお知らせ

この度のご不幸を心からお悔やみ申し上げます。

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額(債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。)が「**遺産に係る基礎控除額**」を超える場合にその超える部分(課税遺産総額)に対して、課税される税金です。

遺産に係る基礎控除額 = 3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日(通常は亡くなられた日)の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等をご利用ください。



○ 国税庁ホームページ

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「**タックスアンサー**」もご利用いただけます。

○ 電話相談センター（国税局税務相談室）

最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。

「税金に関する一般的なご質問やご相談（1）」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「**電話相談センター**」（国税局税務相談室）につながり、職員が相談をお受けします。

○ 税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません^(注)。

税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「**税理士情報検索サイト**」(<https://www.zeirishikensaku.jp>) で、税理士等の検索が可能となっています。

(注) 弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

税務署の電話番号一覧

税務署	電話番号	税務署	電話番号	税務署	電話番号
岐阜北	058-262-6131	磐 田	0538-32-6111	尾張瀬戸	0561-82-4111
岐阜南	058-271-7111	掛 川	0537-22-5141	半 田	0569-21-3141
大 垣	0584-78-4101	藤 枝	054-641-0680	津 島	0567-26-2161
高 山	0577-32-1020	下 田	0558-22-0185	刈 谷	0566-21-6211
多治見	0572-22-0101	千 種	052-721-4181	豊 田	0565-35-7777
関	0575-22-2233	名古屋東	052-971-8665	西 尾	0563-57-3111
中津川	0573-66-1202	名古屋北	052-911-2471	小 牧	0568-72-2111
静 岡	054-252-8111	名古屋西	052-521-8251	新 城	0536-22-2141
清 水	054-366-4161	名古屋中村	052-451-1441	津	059-228-3131
浜松西	053-555-7111	名古屋中	052-962-3131	四日市	059-352-3141
浜松東	053-458-1111	昭 和	052-881-8171	伊 勢	0596-28-3191
沼 津	055-922-1560	熱 田	052-881-1541	松 阪	0598-52-3021
熱 海	0557-81-3515	中 川	052-321-1511	桑 名	0594-22-5121
三 島	055-987-6711	豊 橋	0532-52-6201	上 野	0595-21-0950
島 田	0547-37-3121	岡 崎	0564-58-6511	鈴 鹿	059-382-0351
富 士	0545-61-2460	一 宮	0586-72-4331	尾 鷲	0597-22-2222

《受付時間》 8：30～17：00〔土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。〕

自動音声によりご案内いたします。税金に関する一般的なご質問やご相談の方は「1」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「電話相談センター」（国税局税務相談室）につながり、職員が相談をお受けします。

ごみ処理申込書

宛先 松阪市長

※太線枠内記入必須

持込日	年 月 日 (曜日)	本日持込予定回数	回
申込者	住所： _____		
	フリガナ： _____		
	氏名 (企業名・団体名)： _____		
	連絡先電話番号： _____		
ごみの発生場所	☐ 申込者住所と同じ ごみの発生場所が申込者住所と異なる場合は記入してください。 ※発生場所の確認ができる書類の提示をお願いする場合があります。		
	松阪市 町 番地		
持込車両運転手	☐ 申込者と同じ 持込車両運転手が申込者と異なる場合は記入してください。 ※他人のごみを代理で持ち込むことはできません。		
	住所 市 町 番地 名前		
持込車両 (□にレ点をつける)	☐ 乗用車 (軽) ☐ トラック (軽) ☐ ダンプ (軽)		
	地名 小さい数字 ひらがな 大きい数字		
車両ナンバー	() _ _ _ ○ □ □ — □ □		
ごみの種類 (□にレ点をつける)	☐ 燃えるごみ ☐ 燃えないごみ ☐ 資源物 ☐ リサイクル家電 (例：テレビ、冷蔵庫等4品目) (資源物のみ・リサイクル家電のみの場合は申込書は必要ありません。)		
発生区分 (□にレ点をつける)	☐ 家庭生活で発生したごみ ☐ 事業活動で発生したごみ		
下記の注意事項に同意し、記入内容に相違ありませんので、一般廃棄物の処理を申し込みます。			
注意事項 (記入前に必ずお読みください。)			
※本書提出の際、申込者・持込車両運転手の運転免許証など本人確認(住所確認)ができる証明書をご提示ください。			
※事業活動で発生したごみを持ち込む場合は社員証、名刺等の提示をお願いする場合があります。			
※他人のごみを代理で持ち込むことはできません。			
ご自身で持ち込むか(同乗などでも可)または松阪市(収集運搬)許可業者にご依頼ください。			
※事業活動で発生したごみを家庭生活で発生したごみと偽った場合や産業廃棄物は、お持ち帰りいただきます。			
※持込みの頻度や物によっては、ごみの中身を確認させていただいたり、発生状況についてお尋ねすることや、			
市職員による現地確認をさせていただくことがあります。また他市町の指定ごみ袋はご利用いただくことはできません。			
※上記のほか、「ごみ分別ガイドブック」「松阪市クリーンセンターごみ受入基準」に満たない物は、お持ち帰りいただきます。			
<u>(安全の為持込み車両は全長 6 m (扉含め) の 2 トン車までとします。)</u>			
備考欄			
(クリーンセンター担当者が記入します。)			
確認書類等： 運転免許証 住基カード マイナンバーカード その他 ()			
お預かりした個人情報は厳重に管理し細心の注意を払って取り扱いをさせていただきます。			

松阪市クリーンセンターへのごみ持込みについて

【持込み可能な日】

- ・月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く）
 - ・ 8時30分～12時00分 13時00分～16時30分
- ※月曜日の祝日、水曜日の祝日は持ち込み可能。

【処分手数料】

- ・ 家庭系ごみ100kgまでは無料。超えた分10kgにつき150円が必要。

【ごみ処理申込書の記入について（注意事項）】

- （1）本日持込予定回数：数回に分けて持込む場合のおおよその回数を記入ください。
 - （2）申 込 者：ごみの所有者の住所・氏名を記入ください。
 - （3）ごみの発生場所：所有者の住所・氏名と違う場合のみ記入ください。
 - （4）持込車両運転手：所有者の住所・氏名と違う場合のみ記入ください。
- ※資源ごみのみ、リサイクル家電のみの場合は、「ごみ処理申込書」は必要ありません。
※1台につき1日1枚が必要になります。
※同居家族か親族しか持込み出来ません。親族が持ち込まれる場合、ご本人が居住していたことが証明できる書類（電気や水道料金の請求書でも可）が必要になります。

【家電リサイクル製品】

（1）指定引取り場所へ直接持ち込む場合

郵便局でリサイクル料金を支払った後、下記の指定引取り場所へ持ち込んでください。

《指定引き取り場所：協和運送(有)松阪倉庫

松阪市上川町3114番地1 ☎ 61-0888

（2）松阪市クリーンセンターへ持ち込む場合

郵便局でリサイクル料金を支払った後、松阪市クリーンセンターへ持ち込んでください。この場合、上記指定引取り場所までの運搬手数料（※下記参照）がかかります。

冷蔵庫・冷凍庫	エアコン	テレビ	洗濯機・衣類乾燥機
1,040円	830円	300円	510円

（令和元年10月1日現在の手数料）

※松阪市リサイクルセンター（町平尾町）へは持ち込みはできません。

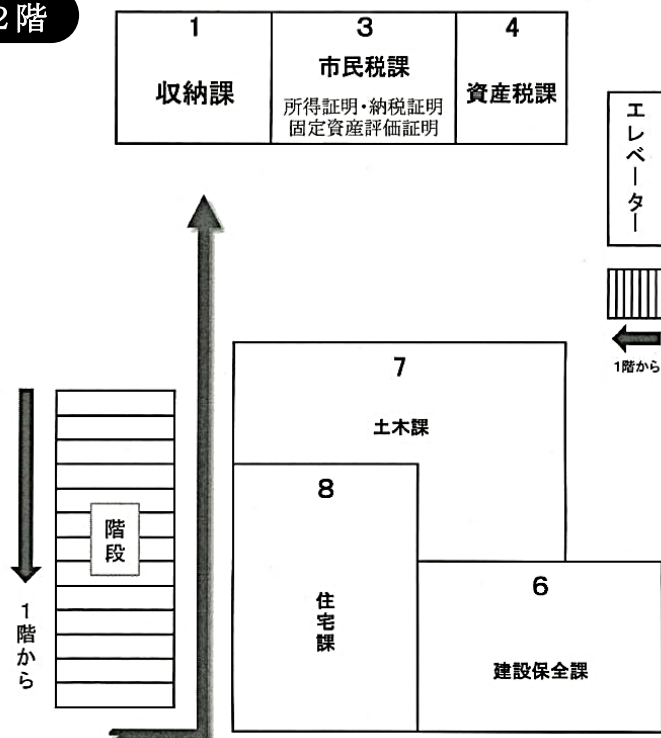
※松阪市外からのごみや産業廃棄物は持込めません！

※松阪市クリーンセンター 住所：松阪市桂瀬町751番地

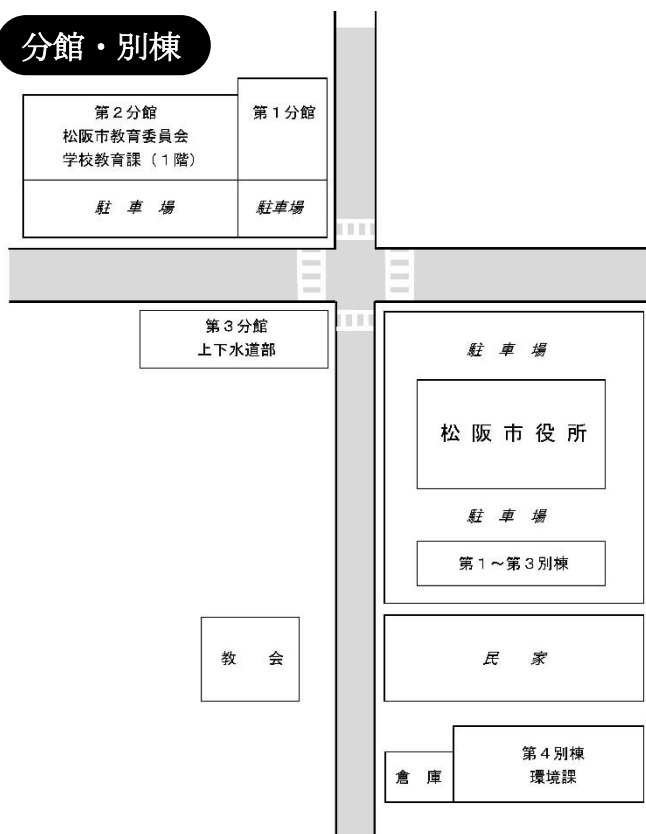
電話：0598-36-0975（代表）

松阪市役所 1階・2階フローアー 別館・別棟 案内図

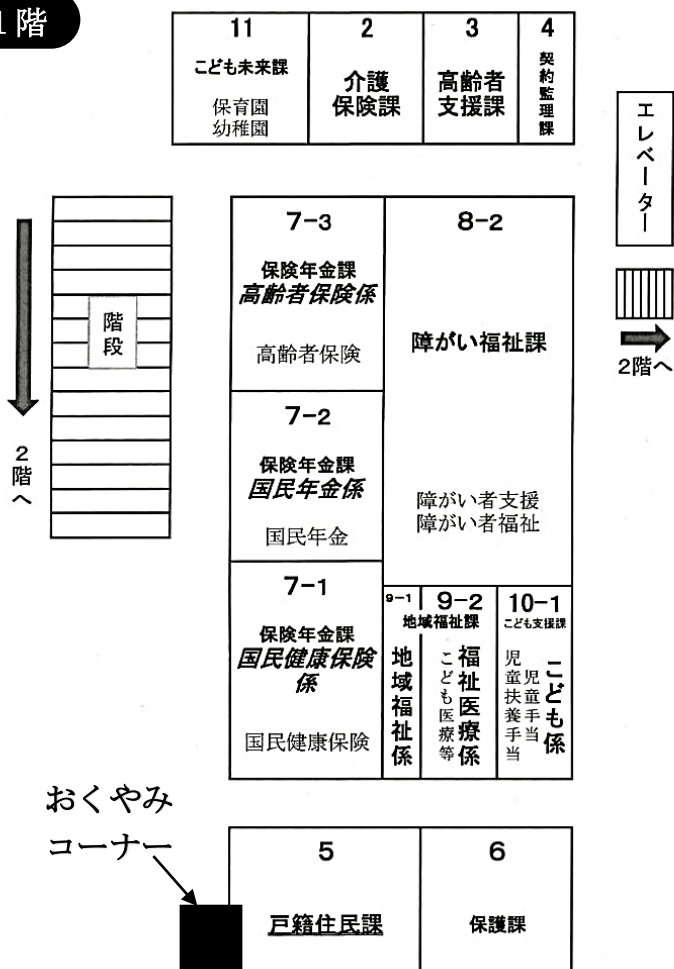
2階



分館・別棟



1階



おくやみ
コーナー

松阪市役所

おくやみコーナー 53-4481

三雲地域振興局

地域住民課 56-7909

嬉野地域振興局

地域住民課 48-3811

飯南地域振興局

地域住民課 32-2514

飯高地域振興局

地域住民課 46-7117

川俣出張所 45-0002

森出張所 45-0001

波瀬出張所 47-0321